

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	450	450	—	0.0
うち 国内債	450	450	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	450	450	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	900	1,080	△ 180	△ 16.7
うち 国内債	900	1,080	△ 180	△ 16.7
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,000	1,180	△ 180	△ 15.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		750	750	—
(内訳)	融資	600	600	—
	出資	150	150	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		750	750	—
(財源)	財政投融资	450	450	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	450	450	—
	自己資金等	300	300	—
	政府保証（5年未満）	1,180	550	630
	貸付回収金	12	12	△0
	債券償還	△630	△250	△380
	事務費	△16	△12	△4
	その他	△246	0	△246

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の出融資対象である、利用料金収入で費用を回収する PFI 事業は、施設の需要変動リスクを民間事業者が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となる。しかしながら、我が国では、インフラ分野に対してリスクマネーを供給する市場が未だ十分に形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（メザニンファイナンス等）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI 事業の更なる推進を図るものである。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、民間の資金・ノウハウを最大限活用して実施される事業であって、民間のみでは資金調達が困難な「需要変動リスクを伴う PFI 事業（独立採算型等）」に限定しており、民業補完性を確保している。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 8 年改定版）」（令和 8 年 6 月 11 日）において、PPP/PFI は、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫、迅速な投資判断を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法であり、その効果は行財政負担の軽減のみならず、インフラの老朽化や人手不足等の社会課題の解決と、「強い経済」の実現に貢献する手法として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日）においても、同プランに基づく官民連携投資等の促進が明記されている。

機構は、この方針の実現に寄与するため、利用料金収入で費用を回収する（受益者負担の実現）需要変動リスクを伴う PFI 事業に対し、メザニンファイナンス等の支援を行う。これにより、民間事業者の資金やノウハウを最大限に活用した事業の効率的な実施（自助努力の促進）を図るとともに、従来は公費に頼っていたインフラ整備を民間資金に代替させることで、租税負担の抑制を実現するものである。また、政府保証を活用することで、大規模なコンセッション事業等に対しても、積極的な支援を可能とする体制を構築する。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業

投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構の出融資対象事業は、需要変動リスクがあるものの、公共インフラとしての性質上、中長期的に安定したキャッシュフローを創出する。このため、当該事業への出融資からの利息収入等を通じて、機構としての償還確実性及び安定した収益性を十分に確保できる構造となっている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和9年度の要求においては、過年度の支援決定案件及び機構に寄せられている民間企業からの具体的な資金ニーズ等を精査し、真に必要な実需に即した適正な要求額を計上している。

(参考：過去3か年の財政投融資の運用残額)

	5年度	6年度	7年度
運用残額	500 億円	500 億円	500 億円
運用残率	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和9年度に支援が見込まれるコンセッション事業等に対し、機動的な資金供給を行える体制をあらかじめ担保するため、政府保証債を要求するものである。

機構における政府保証の活用は、政府保証債に係る4類型における「類型iv②(政策的に必要とされる新たな資金需要に対応するための政府保証債の発行)」に該当し、以下の通り同類型の審査基準に合致するものである。

具体的には、当該事業は事業の性格上、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものである(基準(1)に合致)。

また、対象事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業に当たるため、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす懸念がある(基準(2)に合致)。

加えて、政府保証の付与により長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、機構自らが資金需要に応じて機動的に資金調達を行い、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる(基準(3)に合致)。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等に対し、機構が民間金融を補完する金融支援として、必要と見込まれる450億円を要求するものである。

<5年未満の政府保証について>

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

令和9年度において、予算積算時には想定し難い突発的な資金需要に対し、機動的に対応するため、政府保証借入金を要求するものである。

こうした一時的な繋ぎ資金についても、政府保証を付与することでリスクプレミアムを抑制し、民間事業者の調達コスト負担を軽減する。

また、令和9年度に償還期限を迎える政府保証債及び政府保証借入金の借換資金としても、政府保証借入金を要求する。これは、足元の金利上昇局面を踏まえ、機構の資金調達コストの軽減を図る観点から、政府保証を付与した上で短期の借入金による借換を行うものである。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

年度途中の突発的な資金需要に機動的に対応するための資金として 300 億円、及び令和 9 年度に償還期限を迎える既存債務の借換資金として 880 億円の、計 1,180 億円を要求するものである。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に記載された下記の方針の実現に寄与するため、PFI 事業への支援に必要な政府保証を要求するものである。

○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」P34 抜粋

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 戦略的な社会資本整備の推進

「強い経済」の実現には、危機管理投資・成長投資を支える社会資本を戦略的に整備することが重要である。

(略)「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和8年改定版)」に基づき官民連携投資等を促進する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

予算の適正な執行等に努めた結果、当期純利益を計上し、健全な財務基盤を維持している。

なお、令和7年度の実績として、新たに3件の支援を決定し、66億円の貸付を実行した。現在進行中の案件についても、事業の進展や関係者間の協議状況を踏まえ、順次、支援決定に向けた検討を進めていく方針である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：令和7年度末の資産合計は、114,396百万円。
- 負債：令和7年度末の負債合計は、88,522百万円。
- 資本：令和7年度末の株主資本は、25,874百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、637百万円。営業外費用は、31百万円。
 - 収益：営業収益は、2,988百万円。営業外収益は、79百万円。
- この結果、経常利益は2,399百万円、当期純利益は1,694百万円となった。